

東部総合処理センター破砕選別施設
整備・運営事業

落札者決定基準

令和4年6月

西 宮 市

目 次

第1 落札者決定基準の位置づけ.....	1
第2 落札者等の選定方法等	1
1 落札者等の選定方法	1
2 事業者選定体制	1
第3 審査の手順	2
第4 参加資格審査	3
第5 提案審査	3
第6 落札者等の決定	5
第7 次点落札候補者について.....	5
第8 落札の無効	6

第1 落札者決定基準の位置づけ

本落札者決定基準は、本市が「東部総合処理センター破碎選別施設整備・運営事業」の実施に当たって、本事業を実施する事業者の募集・選定を行うに際し、本事業の応募者に交付する入札説明書と一体のものである。

また、本落札者決定基準は、落札者及び次点落札候補者（以下、「落札者等」という。）を決定するに当たって、最も優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものである。

第2 落札者等の選定方法等

1 落札者等の選定方法

落札者等の選定方法は、各応募者の入札価格のほか、設計及び建設に関する技術やノウハウが求められることから、技術提案書の提案内容等について総合的に評価する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する。

2 事業者選定体制

本市は、提案内容の審査に関して、公平性及び透明性を確保するとともに、幅広い専門的見地からの意見を参考とすることを目的に、学識経験者等で構成される「西宮市一般廃棄物処理施設整備事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置している。なお、選定委員は次のとおりである。

実施方針等の公表後落札者等決定までに委員と本事業に関し接触を持ち、又は持とうとした応募者は失格とする。

選定委員（※五十音順、敬称略）

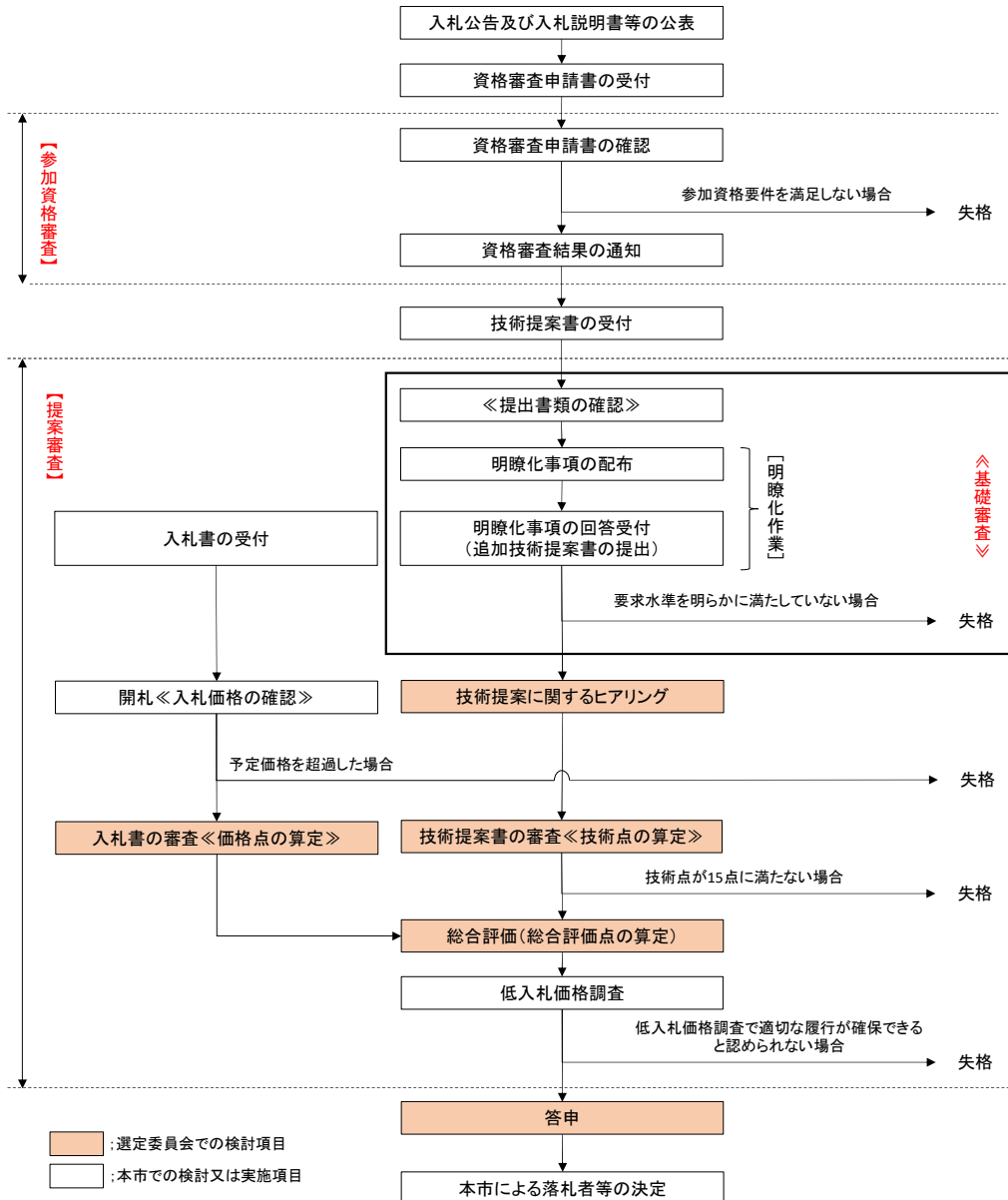
委員名	所属・役職等
奥田 哲士	龍谷大学 先端理工学部 教授
築谷 尚嗣	ひょうご環境創造協会 環境技術専門員
畠田 健治	ミネルヴァ法律事務所 弁護士
宮崎 ひろ志	関西大学 環境都市工学部 専任講師
和田 聡子	大阪学院大学 経済学部 教授

第3 審査の手順

審査の手順は次のとおりである。

審査は2段階に分けて実施するものとし、応募者の資格、実績といった事業遂行能力を確認する「参加資格審査」と、参加資格審査を通過した応募者の提案内容を審査する「提案審査」を実施する。なお、参加資格審査における審査は、提案審査のための技術提案書を提出できる有資格者を選定するためのものであり、参加資格審査の結果は提案審査に影響しない。

提案審査では、選定委員会が公平性、透明性及び客観性を確保したうえで、提案の技術面及び価格面を総合的に評価し、落札者等の候補を選定して、本市に答申する。本市は、選定委員会からの答申を踏まえ、落札者等を決定する。



第4 参加資格審査

応募者が、入札説明書の「参加資格要件」に規定した次の事項を満たしているか否かについて、参加資格審査に関する提出書類に基づき審査する。資格に不備があった応募者は失格とする。

- 1) 応募者の構成等の遵守
- 2) 特別目的会社の要件の遵守
- 3) 応募者の要件の遵守
 - A) 共通要件の遵守
 - B) 設計・建設業務を行う者の要件の遵守
 - C) 運営・維持管理業務を行う者の要件の遵守
- 4) 市内企業に関する事項の遵守

第5 提案審査

(1) 提出書類の確認

提出された書類が全て入札説明書の指定どおりに揃っているかどうかについて、本市において確認する。

(2) 基礎審査

本市は、提案内容が要求水準を満たしているか提案書類の記載事項で確認する。応募者は、技術提案書の提出時に、「要求水準に関する誓約書【様式第 22 号】」を提出し、本市が要求する要求水準を満たすことを誓約すること。提案内容が要求水準を満たす妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断し、要求水準を満たさないと確認される場合には失格とする。

ただし、提案内容について、本市が要求する要求水準を満たしていない、又は技術提案書の内容に対し、疑義がある場合は、当該技術提案書を提出した応募者に対し、技術提案書への疑義を明瞭化事項として取りまとめた書類により、明瞭化作業を実施する。明瞭化作業により、回答及び修正が確認できた場合には当該応募者を失格としない。

(3) 入札価格の確認

本市は、応募者が提示する入札価格が予定価格以下であることの確認を行う。建設工事費、運営・維持管理業務委託費（20 年間）各々に入札書に記載された金額と入札書比較価格を比較し、いずれかにおいて入札書に記載された金額が入札書比較価格を超過している場合は、その入札は無効として当該応募者は失格とする。

なお、最低制限価格の設定は行わない。

(4) 入札書及び技術提案書の評価

ア 評価方法

入札書及び技術提案書の評価は、選定委員会において、評価項目の評価結果に基づく「技術点」と入札価格に基づく「価格点」を合わせた「総合評価点」を算定し、総合的に評価を行う方法とする。

配点は、次のとおりとする。

評価項目（大分類）	配点
技術点	40点
価格点	60点
合計	100点

イ 技術点の算定

技術点は、定性評価項目及び定量評価項目の得点合計値で算定する。その合計値が15点に満たない場合は失格とする。

選定委員会は、別紙の技術点の評価項目表（評価の視点及び個別配点）に基づき、提案内容において要求水準以上の具体的かつ優れた提案がなされている内容について評価する。

(ア) 定性評価項目の得点化方法

定性評価項目の得点化は次のとおりとする。

まず、各選定委員が評価項目毎に、次の評価基準及び点数化方法に基づき採点を行う。次に各選定委員が採点した点数について、小項目毎の最高点と最低点を除いたものの平均点を当該定性評価項目の得点とする。なお、同じ最高点、最低点を付けた選定委員が複数いた場合、それぞれ1人分の点数を除くものとし、小項目毎の得点は、小数点第4位以下を四捨五入した値とする。

評価基準		点数化方法
優	評価に値する優れた提案となっている。	個別配点×1.00
良	評価に値する良い提案となっている。	個別配点×0.75
可	評価に値する妥当な提案となっている。	個別配点×0.50
加点なし	提案に値しない。	個別配点×0.00

(イ) 定量評価項目の得点化方法

定量評価項目の得点化は次のとおりとする。

選定委員会は定量評価の評価基準に基づき、総意をもって当該定量評価項目の得点とする。定量評価の評価基準は評価項目毎に設定する。

ウ 価格点の算定

価格点は、各応募者の入札価格を下記の算定式により得点化し、算定する。

なお、価格点は、小数点第4位以下を四捨五入した値とする。

$$\text{価格点} = \text{配点} \times \text{応募者全てのうち最低入札価格（税抜）} / \text{当該応募者の入札価格（税抜）}$$

第6 落札者等の決定

総合評価点は、応募者の技術点及び価格点を合算し、算定する。

選定委員会は総合評価点の算定に基づき、最も総合評価点が高い者（以下、「最高得点者」という。）と次に総合評価点が高い者（以下、「次点得点者」という。）を選定し、落札者等の候補を決定する。

なお、最高得点者が複数いた場合には、次の順位で評価するものとするが、順位での評価が見つからない場合は、くじによるものとする。

- 1) 四捨五入を考慮しない時の得点が高い者
- 2) 技術点合計が高い者
- 3) 評価項目「設計・建設業務に関する項目」の得点が高い者
- 4) 評価項目「運営・維持管理業務に関する項目」の得点が高い者
- 5) 評価項目「事業計画に関する項目」の得点が高い者

また、最高得点者の入札価格を低入札価格調査の対象とし、低入札価格調査を実施する。低入札価格調査の結果、契約図書に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、当該応募者を失格とする。最高得点者が失格となった場合、次点得点者が最高得点者となり、同様の手順で入札価格の調査を行い、落札者の候補が決定するまで本手続きを実施する。

選定委員会は落札者等の候補を本市に答申するものとし、本市は、選定委員会からの答申を踏まえ、落札者等を決定する。

第7 次点落札候補者について

落札者の都合により事業契約を締結しない場合、又は参加資格要件を欠く事態が生

じたことにより落札者との間で事業契約が締結できない場合には、次点落札候補者に対して低入札価格調査を実施する。その場合、入札説明書等における「落札者」に対する各規定は全て「次点落札候補者」に読み替えて、各規定を適用する。低入札価格調査の結果に問題がない場合、本市は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定を適用し、次点落札候補者を落札者とみなし事業契約を締結するものとする。

第8 落札の無効

資格審査申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は、無効とする。